

## 会議録

会議の名称	平成25年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成25年10月22日(火)午後1時30分～2時50分		
開催場所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室		
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
説明者の職・氏名			
議 題	(1)国民健康保険税率等の見直しについて (2)その他		
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・資料 1 平成26年度国民健康保険税の税率等の見直しについて</li> <li>・資料 2 平成26・27・28年度国民健康保険特別会計収支推計(第1回運営協議会資料より) 平成26・27・28年度国民健康保険特別会計収支推計(平成25年8月末の状況で推計)</li> <li>・資料 3 被保険者数別世帯数集計表</li> <li>・資料 4 所得階層別世帯集計表</li> <li>・資料 5 賦課限度額の推移</li> <li>・資料 6 所得別・被保険者数別世帯数状況表</li> <li>・資料 7 税率等引上げによる世帯階層別影響額</li> <li>・資料 8 平成26年度税率改定試算額</li> <li>・平成26年度国民健康保険税の税率等の改正について(事務局案)</li> <li>・保険税率等状況(平成25年度) 賦課2方式を採用している市</li> <li>・市の財政状況と国民健康保険税率の見直しに係る市の考えについて</li> <li>・社会保障制度改革推進法第4条に基づく「法制上の措置」の骨子について・工程表</li> </ul>		
担当部課名	市民部長 溝井 久男	市民部次長 金子美也子	
	国保年金課長 及川 利美	国保年金課主幹 山崎 礼子	
	収税課長 三上 淳	国保年金課副主幹 神谷 弘幸	
	国保年金課副主幹 森田 英明	国保年金課主査 高濱 清隆	
	国保年金課主査 後藤 毅彦	国保年金課主査 東 知示	
	市民部国保年金課 電話 2998-9131		

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
司会	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>これより「平成25年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。</p> <p>はじめに、開催にあたりまして大館会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p style="text-align: center;">&lt; 大館会長あいさつ &gt;</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の運営協議会の成立要件につきましては、委員21名中14名の出席がありました。</p> <p>「所沢市国民健康保険に関する規則」第4条第3項によりまして出席者が過半数を超えており、会議が成立していますので報告します。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いします。</p> <p>全部で6点でございます。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 事務局より資料の確認 &gt;</p> <p>続きまして、これからの議事の進行につきましては、規則第4条第1項によりまして会長にお願いしたいと存じます。</p>
議長 (会長)	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に事務局から何か説明があればお願いいたします。</p>
司会 (山崎主幹)	<p>それでは、議事に入る前に「所沢市会議の公開に関する指針」に基づきまして、あらかじめ公開ということでお知らせしておりますのでご了承いただきたいと存じます。</p> <p>傍聴者に対しまして、会議資料を配布することになりますが、今回は資料は、お持ち帰り可能といたします。</p> <p>会議の記録、確定方式につきましては、前回と同様、会議は要約方式とし、発言者の委員名については、「委員」とだけ記載いたします。また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方法でよろしいでしょうか。</p>
会長 (議長)	<p>事務局から会議の公開等について説明がありましたが、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">&lt; 異議なし &gt;</p>
議長 (会長)	<p>皆さん、「ご異議なし」ということでございますので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは、本日の会議の傍聴希望者はありますか。</p>

司会	<p>本日の会議にあたりましては、傍聴希望者が2名いらっしゃいます。傍聴希望者に入室していただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長 (会長)	<p>&lt; 傍聴人入場 &gt; 傍聴の方に申し上げます。 傍聴席においては、発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また、写真撮影、録音等は禁止されています。ご了承願います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。 最初に、議題(1)「国民健康保険税率等の見直しについて」でございます。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (及川課長)	<p>議題の(1)についてご説明いたします。資料1、1ページ目の(1)国民健康保険特別会計の今後3年間の推計の見直しでございますが、第1回目の会議におきましてお示した平成26年度から28年度までの推計について見直しを行いました。これは、平成26年度から消費税の引き上げが予定されていることから税率改正後の被保険者の税負担を少しでも抑えるために税込及び保険給付費を見直し、3年間の平均不足額を見直したものでございます。1点目としましては、厚生労働省月例労働経済報告によりますと賃金・年金額も減少が見られなかったことから総体的に景気変動率を見直しました。消費税につきまして、平成26年4月1日から8%ですが、平成27年10月からの10%への引上げは未確定であることから現段階では、3年間の推計におきましても消費税率を8%とあらためて積算したものでございます。</p> <p>以上のことを踏まえ、平成25年8月末の状況で推計し直したものが資料2の収支推計でございます。太枠で表示した部分が見直しをした部分です。第1回の会議でお示した収支推計と比較しますと、下段の歳出につきましては、保険給付費の各年度における減額、上段の歳入につきましては、国民健康保険税の平成26年度の減額、27年度及び28年度の増額、国庫支出金等の各年度における減額、繰入金欄の保険基盤安定繰入金の各年度における増額、なお、国庫負担金及び県支出金につきましては、保険給付費と連動しているもので減額となりました。</p> <p>それでは、資料1にお戻りください。歳入歳出の推計を第1回目の会議で示したものと今回8月末の状況で見直した歳入歳出の推計を比較しております。3年間の不足額の平均が、第1回目の会議のときは、7億5565万5千円でありましたが、見直しによりまして、5億4828万4千円となりました。平成26年度以降の推計額では、平成25年度当初予算額と比較して大幅に増額しておりますが、平成25年度当初予算はかなり抑えた予算計上で参考までに申し上げますと、平成24年度決算見込は、約355億円(歳入)、平成25年度につきましては、まだ年度途中でございますが、予算額に対して約17億円の増額を見込んでおります。したがって医療費の伸び等勘案いたしますと、平成26年度以降の推計としましては、このような内容になるものでございます。この平成26年度から28年度の3年間の平均不足額5億4828万4千円を賄うためにシミュレーションをいたしました。</p> <p>資料1の2ページ目をご覧ください。(3)シミュレーションについてですが、要件といたしまして不足額を賄うために国民健康保険保険給付費支払基金を3年間均等に取り崩し、</p>

税率と賦課限度額をセットで引き上げることとし、賦課限度額は、法定限度額まで引き上げるにより約9千万円の増収を見込みます。また、基金から各年度2億円ずつ繰入れ、残りの約2億6千万円の不足額について税率を引き上げるにより賄うこととしました。限度額の引上げにつきましては、医療給付費分を現行の50万円から51万円に、後期高齢者支援金等分を12万円から14万円に、介護納付金分を9万円から12万円に、それぞれ上げます。保険給付費分の税率を引き上げることで賄うこととする約2億6千万円の増収を見込むために賦課方式を4方式から2方式に変更した場合、AからGのパターン、の4方式のままとした場合のHからLのパターンのシミュレーションを行いました。例えば、4方式から2方式に変更した場合、所得割率を6.5%とした時、均等割額を30,500円に引き上げる必要があります。また、Bのパターンは、所得割率を7%とした場合は、均等割額を26,900円、Cのパターンは、所得割率を7.6%とした場合は、均等割額を22,400円にすることになります。また、4方式のままとした場合、所得割率を現行のまま6.5%とした場合、均等割額を12,800円に引き上げる必要があります。のパターンとした場合、所得割率を6.6%、均等割額を12,100円、Jのパターンとした場合、所得割率を6.7%、均等割額を11,400円とすることになります。

次に資料の3から8につきましてご説明いたします。資料3被保険者数別世帯集計表、資料4所得階層別世帯集計表、資料5賦課限度額の推移でございます。これら資料の3から5までは、第1回の会議でお示したものを8月末現在の状況であらためてお示したものでございます。

続きまして資料の6をご覧ください。A3判の用紙です。所得別・被保険者数別世帯数状況表は、所得階層別に世帯の被保険者数ごとの資産割の有無による世帯数を示したものでございます。左側の太枠の部分は、賦課方式を2方式にした場合の年税額が減額になる可能性のある世帯の範囲を示したものです。また網掛け部分は、2方式にした場合、一部の世帯で年税額が減額となる可能性がある範囲を示したものでございます。全世帯56,280世帯のうち23,437世帯が年税額が減額となる可能性があるということになります。

続きまして資料7をご覧ください。税率等の引き上げによる世帯階層別影響額につきましては、賦課方式を4方式のまま、所得割率は変更せず、均等割額を現行の9,000円から12,800円に引き上げた場合と賦課方式を2方式に変更し、所得割率を現行の6.5%から7.6%に、また均等割額を現行の9,000円から22,400円に引き上げた場合の所得階層別に世帯の被保険者数ごとの資産割の有無の年税額の増減を比較したものでございます。先ほどの資料1のパターンのHとパターンのCで比較したものでございます。この表から言えることは、賦課方式を4方式のままとして税率等を引き上げた場合は、所得や世帯の被保険者数にかかわらず全ての世帯層に年税額の増加が見込まれ、また、所得のない世帯や軽減世帯についても税負担が増えてしまいます。賦課方式を2方式に変更し、税率等を改正した場合は、所得のない世帯及び所得の少ない一人世帯や所得のない世帯で資産割を賦課されている世帯について税負担が軽減されることが分かります。

続きまして資料8をご覧ください。平成26年度税率等改定試算額につきましては、現在の税率から所得割率を0.1%、均等割額を1,000円引き上げた場合、調定額、収入額、

	<p>1世帯あたり負担額、一人あたり負担額がそれぞれどの程度上がるかを平成25年8月末の状況で表わしたものでございます。</p> <p>資料の1にお戻りいただき、資料1の2枚目の(4)今後の課題として、被保険者の皆様には、さらなる税負担を求めることとなりますので今後も収納率の向上に努め、歳出を抑えるためにジェネリック医薬品の利用促進、特定健康診査及び保健指導の促進、疾病予防の推進、eGFR値の活用など医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料1から8までのご説明は以上でございます。</p>
議長 (会長)	<p>ただいま資料1から8まで説明がありました。内容についてご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>ひとつ大きい論点としましては、年間の税収が約90億円余りだと思いますが、さらにまた、5億円を追加徴収するという中で、率で約6%弱になる。税の平等ということからすると、一律に全員が負担するというのが一番先に出てくることだと思いますが、シミュレーションを見ていきますと、一部では減額するという話になっていますけれども、これは、総論からするとどうなのかなというところがあります。いろいろと論議はあると思いますが、全体として収入を増やしていこうという中で減額を含む提案というのは、どうなのかなというふうに思っています。低所得者、単身世帯につきましては、配慮すべき事由というのはあると思いますが、その他の手立て等もある中で、保険税だけで配慮することは、どうなのかなと思ひまして、意見として申し上げておきます。</p> <p>大変難しい話で申し訳ないですけれども、大原則としてそういうところがあるのではないかと思います。</p>
議長 (会長)	<p>事務局としてただいまのご質問に対しまして説明をお願いします。</p>
事務局 (及川課長)	<p>全体として税率引上げということになるのですが、結果として低所得者や世帯の被保険者人数によって減額される部分もあるということでございます。全体的には、被保険者全員に負担を求めることには変わりはないと思います。</p> <p>資産割をなくすということで4方式から2方式に変更した場合に、資産割をお持ちの方につきましては、資産割がなくなりますのでその部分では、減額されるという結果になる方が生じるということでございます。また、平等割がなくなりますのでこれは、全世帯に1万7千円を賦課している訳ですが、世帯の被保険者数によっては、結果として減額になる世帯が生じるということでございます。</p>
議長 (会長)	<p>他に、どなたかご意見等ございますでしょうか。</p>

委員	<p>資料1について、この議論の出発点になる歳入歳出の推計についてお聞きしたいと思います。第1回の運営協議会のときの資料によると推計平均3年間の不足額が7億5500万円ということでしたが、の平成25年8月末現在の状況により推計したものは、不足額が、5億4800万円に減ったという説明ですが、推計だから難しいと言え、それまでですけれども、推計平均値がちょっとの間に随分減った。推計の計算基礎というものがどうなっているのか、7億5500万円がいきなり5億4800万円に減ったというのは結構なことですが、この計算基礎がどうなっているのか、先ほど若干説明がありました、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。</p>
議長 (会長)	<p>ただいまの委員の質問に対しまして答弁をお願いします。</p>
事務局 (及川課長)	<p>先ほどもご説明申し上げましたが、見直しにあたりましては、要点は、2点ほどあります。まず、国民健康保険税の税収の見直しですが、はじめにお示した推計では、景気の変動率につきまして、低い数値で推計いたしました。月例労働経済報告によりますと、労働者平均賃金が前年比で改善が見られることと、年金支給額が前年度ほど減少がなかったことによりまして、総体的に考えまして、景気は回復傾向にあるという判断のもとに景気変動率を上向きに変更しました。その結果、税収の増を見込んだものです。歳出面では、保険給付費について、平成27年度10月から10%に消費税率引上げが予定されていますが、現時点では10%への引上げは、確定されている訳ではないため、8%としてあらためて推計し直したものです。保険給付費につきましては、現在の状況と過去の実績を踏まえまして、推計したところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>2年、3年先ということでございますので今より景気が好転するという見込で、収入が増加する推計したことは理解できます。不安定部分はありますけれども説明としては、理解できます。それから、支出の部ですけれども、消費税云々ということの説明がありました、資料によりますと、保険給付費を見直すことによりこれまでの推計より歳出を抑えるというふうに書いてありますが、消費税のこともそうでしょうけれどもこの給付費を抑えると言う点については、いかがでしょうか。その説明がなかったと思います。</p>
議長 (会長)	<p>事務局の答弁をお願いします。</p>
事務局 (及川課長)	<p>今後のことでございますけれども、当市の国保といたしましては、例えば、特定健診であるとか、ジェネリック医薬品の利用促進などの医療費抑制につながる事業に取り組んでいく考えでございます。</p> <p>医療費の推計につきましては、国保は、様々な年齢層の被保険者によって構成されている訳ですが、それぞれの年齢層の医療費、ここ3年間の伸び率など実績値の平均を取り、現状を勘案して推計したものでございます。</p>

委員	分かりました。
議長 (会長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にご質問等ございますか。</p> <p>事務局から資料の内容について説明がありましたが、この事務局案の考え方について説明をお願いします。</p>
事務局 (及川課長)	<p>それでは、ご説明いたします。事前にお配りした平成26年度国民健康保険税の税率等の改正について(事務局案)をご覧ください。資料の1ページにあるとおり、の後期高齢者支援金等分及びの介護納付金分につきましては、税率は改正せず、賦課限度額を法定限度額まで引き上げます。の医療給付費分につきましては、賦課方式を4方式から2方式に移行し、賦課限度額を法定限度額に引き上げ、所得割率を6.5%から7.6%へ、均等割額を9,000円から22,400円に引き上げます。医療給付費分を4方式から2方式へ移行する理由といたしましては、次の2ページ目に記載してございます。国民健康保険1世帯あたりの平均被保険者数が1.7人であり、1人世帯が全体の半数以上を占める状況で、世帯における被保険者数により負担の格差が生じることから平等割を課すことのメリットを享受できない世帯が多くなっていること、このことは、ご説明した資料3、資料4で示されているところです。</p> <p>資料4によりますと世帯の平均被保険者数は、1.71人であり、資料3では、1人世帯が全体の53.49%を占めております。事務局案の改正理由をご覧くださいますが、資産割につきましては、不動産を所有する場所により評価額に差が生じることや市外に所有する固定資産には課税されず不公平感があることや固定資産には、固定資産税が課税されており、納税者から二重課税ではないかとの声があること、資産割を賦課されている世帯は、全体の約半数であり、比較的所得の少ない世帯についても、40%以上の世帯が資産割を賦課されていること、高齢者の2人世帯が多いとされる所得200万円から400万円の世帯については、資産割を賦課されている世帯は、約65%であり、資産割を賦課されることで税負担が重くなっている世帯が多いこと、平等割の廃止と均等割の引上げについては、世帯における被保険者数の多い世帯への負担増が顕著となるが、被保険者数が3人以上の世帯は、全体の2割を下回っていること、所得のない世帯及び所得の少ない世帯の1人世帯や所得のない世帯で資産割を課されている世帯については、税負担が軽減されること、賦課方式を4方式のままとして税率等を改正した場合は、所得や被保険者数にかかわらず、どの世帯についても増額が見込まれ、所得のない世帯や軽減世帯についても税負担が増えること、以上のようなことを理由としています。</p> <p>次に所得割率を7.6%とし、均等割額を22,400円とした根拠でございますが、まず、資産割の廃止による減収分の約5億3千万円につきましては、所得割率を7.6%に引き上げることにより賄うこととします。また、平等割の廃止による減収分の約6億3千万円につきましては、均等割額を現行の9,000円から18,600円に引き上げることにより賄うこととします。さらに、平成26年度から28年度3年間の年間平均不足額約5億5千万円につきましては、賦課限度額の引上げと国民健康保険保険給付費支払基金からの繰入金の合計2億9千万円を5億5千万円から差し引いた2億6千万円を応能割に偏っている本市の賦課比率を改善するために均等割額にさらに3,800円を加え22,400円として賄うことと</p>

	<p>いたしました。</p> <p>所得割率7.6%、均等割額22,400円とすることによりまして、応能応益割の賦課比率が、応能割69%、応益割31%に改善されることが見込まれます。</p> <p>以上のことから医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の限度額を法定限度額まで引き上げるとともに医療給付費分の賦課方式を4方式から2方式に移行し、所得割率を7.6%、均等割額を22,400円としたいと考えております。</p> <p>なお、医療給付費分の所得割率7.6%、均等割額22,400円とした場合に賦課方式2方式を採用している県内他市と比較した資料に所得割率順、均等割額順に示しております。所得割額につきましては、現在県内で2方式を採用している市は10市ございます。当市が2方式を採用した場合、11市中、所得割率は上から3番目、均等割額は下から4番目ということになります。</p> <p>最後になりましたが、事務局案としてご説明申し上げましたけれども、この税率等の改定によりまして26年度以降、例えば、収入が不足した場合には、基金を3年間で取り崩す予定であります。不足分が基金で賄える額であれば、基金をさらに取り崩してゆく、それでもさらに不足する場合は、一般会計からの繰入を検討する。また、残ってしまった場合は、繰越しあるいは基金への積立、金額にもよりますが、そのときの状況に応じ、委員の皆様方にお諮りしたいと考えております。</p> <p>事務局案のご説明は、以上でございます。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>ただいま、事務局案の説明がありました。要約すれば、医療給付費分については、6.5%から7.6%に引上げて、そのかわり資産割は廃止、それから均等割額については、9,000円から22,400円に引上げ、平等割を廃止する。限度額については、医療給付費分50万円から51万円に引き上げるという内容です。その背景には、国民健康保険の事業の一部が、2年後には都道府県への移行が見込まれるということがあると思います。それとともに所沢市は、今まで比較的税収が安定しているおり、法定外の一般会計繰入金から不足分を賄うことが通例となっていたところでしたが、税収の減少により財政負担もできないという背景もあると思います。</p> <p>このようなことを今回の諮問によって、是正しながら、市の国保制度が継続できるようにしなければならないということだと思えます。事務局の案についてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>事務局案の説明をいただきまして、4方式から2方式への移行は、大変苦勞されたということがよく分かる説明だったと思います。賦課方式を変更するということにつきましては、異論はございません。私が申し上げたいことは、先ほどから、税の平等性ということからどうなのかということでございます。保険税率の状況、均等割と所得割の状況をご覧いただきまして所得割では上から3番目、均等割では下から4番目ということから、広く一般の人からもらうというところでは、下から4番目ですが、所得のある人から取りますよというところでは、上から3番目というふうにも見えてしまう訳です。これは、バランスの問題ですから、ただこれだけを見てどうこうという話ではないのですが、そういうところは、考慮する必要があるのではないかと思います。</p>



	<p>それから事務局案を拝見しますと、医療給付費分、これは、大変苦労されて作っていただきありがとうございました。後期高齢者支援金等分と介護納付金分は、税率は、変わりませんが、賦課限度額のみを法定限度額まで引き上げて増収を見込みますということです。例えば、介護納付金は3万円増える。増収分は、単純に3万円で割ると、360世帯から取るということになる状況です。一部の世帯から増収をするということになる訳です。についても限度額のみ上げるということです。一部の世帯の増収から全体を賄うということふうに見える訳です。所沢市全体の経営を考えたときに、低所得者層を優遇するということは大変大事なことでありますけれども、市民税で賄っている所沢市が、収入の多い人にひどい仕打ちをする、大変言葉が乱暴で申し訳ありませんけれども、市民税で賄っている市が税を納めている人にひどい仕打ちをするということにとらえられてしまった場合、今後の所沢市の経営そのものにも影響してくるのではないかと、これだけで、所沢市に引っ越してくるかどうかが決める人はいませんけれども、所沢市に住むと税金が高いということになってくるのでこういうところも考慮していただければと、意見でございますのでどうしるというのではございませんけれども、考慮されたいかがでしようということをお願いします。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>ただいまのご意見につきまして、事務局から説明などございますか。</p>
<p>事務局 (及川課長)</p>	<p>説明させていただきます。皆様もご承知と存じますが、県から広域化支援方針が示されておりますが、その中でも、賦課方式につきましては、2方式を標準とすること、賦課限度額につきましては、法定限度額まで引き上げるという方針が出されております。このようなことから本市といたしましても限度額の引き上げという提案をさせていただいたものです。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>他にどなたかご意見等ございますか。</p> <p>&lt; 意見等なし &gt;</p> <p>ないようでございますので、答申内容につきまして確認させていただきたいと思っております。</p>
<p>事務局 (及川課長)</p>	<p>それでは、答申の内容について確認させていただきます。</p> <p>まず、国民健康保険税率等の改正の時期でございますが、平成26年度といたします。</p> <p>一つ目、国民健康保険税医療給付費分の賦課方式及び税率等の変更として、賦課方式を4方式から2方式へ変更する。医療給付費分の所得割率を6.5%を7.6%に引き上げる。医療給付費分均等割額9,000円を22,400円に引き上げる。</p> <p>二つ目としまして、国民健康保険税の賦課限度額の改正として、医療給付費分賦課限度額50万円を51万円に引き上げる。後期高齢者支援金等分賦課限度額12万円を14万円に引き上げる。介護納付金分賦課限度額9万円を12万円に引き上げる。</p>

	<p>以上につきまして、運営協議会として市長に答申したいと存じます。</p> <p>なお、ご意見いただきました内容を文章にいたしまして、再度ご確認をいただいてから市長に答申書をお渡しする予定です。各委員の皆様には、答申案を事前にお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (会長)	<p>先ほどのご意見等につきましては、それを取り入れて答申案を考えていきたいと思えます。</p> <p>それでは、事務局から確認がありました答申案につきまして、準備を進めてまいりますのでご了解いただけますか。</p> <p>&lt; 異議なし &gt;</p> <p>事務局は、答申書の準備をお願いします。</p> <p>続きまして、本日の議題のその他につきまして事務局よりお願いします。</p>
事務局 (及川課長)	<p>その他といたしまして2点ございますのでお願いします。</p> <p>1点目 &lt; 事前に配布した資料「社会保障制度改革推進法第4条に基づく「法制上の措置」の骨子について」平成25年8月21日閣議決定 に基づき説明 &gt;</p> <p>2点目 ジェネリック医薬品の利用促進について市広報11月号に特集記事を掲載する旨報告</p>
議長 (会長)	<p>本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。</p> <p>せっかくの機会でございますので委員の皆さまからは、なにかございましたらご遠慮なくお願いいたします。</p> <p>&lt; 特になし &gt;</p> <p>それでは、次回の予定につきまして、事務局より連絡をお願いします。</p>
司会 (山崎主幹)	<p>長時間ありがとうございました。</p> <p>次回の開催は、11月19日火曜日午後1時半を予定しております。今回ご審議いただきました内容で答申案を作成いたします。よろしくお願いいたします。答申案につきましては、11月7日を目途に事前に発送いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長 (会長)	<p>次回の開催は、11月19日でございます。ご審議いただきました答申案につきましては、事前に皆様にお送りしてご検討いただくということでございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、議事はすべて終了いたしましたので議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>

<p>司会 (山崎主幹)</p>	<p>大館会長におかれましては、長時間に渡り議長を務めていただきましてありがとうございました。</p> <p>次回の19日当日ですが、答申書は、この会場内で市長にお渡しする予定でございます。答申案は、11月7日に郵送いたしまして皆様にご検討いただき、当日も審議の時間を持たせていただき、それから答申という形になりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、閉会のごあいさつを吉野職務代理よりお願いします。</p>
<p>吉野職務代理</p>	<p>&lt; 閉会のあいさつ &gt;</p>
<p>司会 (山崎主幹)</p>	<p>以上をもちまして、平成25年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>長時間ありがとうございました。</p>
	<p>会長署名</p>

平成25年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会出欠簿

代 表 区 分	所 属		氏 名
被保険者代表	所沢青色申告会		竹 島 美 保 子
	いるま野農業協同組合		鹿 島 正 之 助
			諸 星 賀 津 美
	所沢市連合婦人会	×	木 下 登 美 子
	所沢商工会議所		吉 澤 富 江
	所沢市自治連合会	×	黒 田 訓 光
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会		柳 内 仁
		×	梨 子 田 行 孝
			駒 崎 敏 郎
			黒 河 圭 介
	所沢市歯科医師会	×	島 田 和 浩
	所沢市薬剤師会		齋 藤 祐 次
公益代表	市長が定める者		大 舘 靖 治
			君 田 典 子
			吉 野 貞 治
	所沢商店街連合会	×	小 澤 正 明
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会		森 田 仁
	連合埼玉西部 第四地域協議会	×	浅 見 富 美 明
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部		鈴 木 桂 司
	公立学校共済組合 埼玉支部	×	水 野 淳 司
	西武健康保険組合		早 川 正 道